



奨学金の制度について

Shōkōkai

【奨学生の資格】

以下のいずれかの医療関係の学校に在学又は進学し、
学力優秀、心身健全な者のうち、
学資の支弁が困難と認められる者としています。

- ① 大学または大学院
- ② 短期大学または大学短期大学部
- ③ 専門学校または専修学校
- ④ その他の医療・福祉関係の技術習得養成機関

【奨学金の額】

月額 / 3万円、5万円、8万円、10万円、
15万円のいずれかを選択
但し、選考においては希望額に添えないことがあります。

【申込時の必要書類】

- ① 奨学生願書
- ② 誓約書
- ③ 連帯保証書
- ④ 家族状況調書(様式あり)
- ⑤ 履歴書
- ⑥ 住民票記載事項証明書
- ⑦ 最終学年の卒業成績証明書
- ⑧ 在学学校長の推薦書もしくは進学先の合格証明書
- ⑨ 健康診断書

【奨学金の交付】

1ヵ月分を毎月25日に振り込みます。
(振り込み日が休日の場合は、その前日)

【貸与期間】

申し込みより卒業(修了)までの間で希望される期間

【選 考】

書類及び面接

【返 還】

貸与の終了した月の翌月から10年以内です。(年賦、
半年賦、月賦、その他の割賦)

返還に際しては、原則利息はつきません。但し、正当と
認められる理由がなく、返還の遅延が生じたときは、
延滞利息を徴収することがあります。

尚、在学中に退学、奨学金の廃止、辞退などが生じた際
は、上記の期間にて返還を行っていただきます。

【返還の免除】

奨学生が卒業又は修了して、資格取得後5年間本会に
継続して勤務した場合は、貸与期間について月額8万
円の範囲内で返還を免除いたします。尚、本会の学校
(宇和島看護専門学校)の奨学生は、資格取得後3年間
本会に継続して勤務した場合としています。

資格取得期間については、奨学生が卒業又は修了後、
原則として2年以内です。

ホームページでも「奨学金制度」について
ご覧いただけます。

